

「eol」利用規程

この規程は、株式会社アイ・エヌ情報センター（以下「アイ・エヌ情報センター」といいます）が提供する企業情報データベースサービス「eol」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。この規程に同意することなく、本サービスを利用することはできません。

第1条 （定義）

1. この規程において「ユーザー」とは、本サービスの利用に関してアイ・エヌ情報センターと利用契約（以下「利用契約」といいます）を締結（アイ・エヌ情報センターが本サービスの利用申込書を受け付けた場合を含みます）したうえでユーザー登録を受けた者、またはアイ・エヌ情報センターの本サービスの利用に関する代理店その他提携先（以下「代理店」といいます）に本サービスの利用を申し込み代理店からユーザー登録を受けた者をいいます。
2. この規程において「本コンテンツ」とは、ユーザーが本サービスを利用してアクセスして得た検索結果およびこれに含まれる個々のデータならびにこれらを加工・分析したものをいいます。
3. この規程において「ユーザー登録」とは、本サービスを利用するために必要なユーザーID および PASSWORD（以下「ユーザーID 等」といいます）の発行または IP 利用のための設定をいいます。
4. この規程において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。

第2条 （本サービスの提供）

1. アイ・エヌ情報センターは、第 7 条に定める場合を除き、以下の日時において本サービスを提供します。
 - ① 提供日 365 日
 - ② 提供時間 24 時間
2. 本サービスの利用を希望する者は、アイ・エヌ情報センターとの間に利用契約を締結のうえ第 3 条に定める手続に従ってユーザー登録を受けること、または代理店に本サービスの利用を申し込み代理店が別途定める方法・手続にて代理店からユーザー登録を受けること、が必要です。
3. ユーザーは、ユーザー登録を通知された日から、本サービスを利用できます。
4. 利用契約に別段の定めがない限り、第 6 条の規定に従い、ユーザーは、内部使用または私的使用の目的で、以下の方法および範囲に限り、本サービスを利用できるものとします。
 - ① ユーザーは、本コンテンツをユーザー自身の環境に保存することができる。
 - ② ユーザーは、本コンテンツを、所属する組織内で配布する資料 及び組織外へ

配布する資料（論文、レポート等）に利用することができる。

第3条 （アイ・エヌ情報センターによるユーザー登録手続）

1. 本条は、アイ・エヌ情報センターにユーザー登録を希望する者にのみ適用します。アイ・エヌ情報センターにユーザー登録を希望する者は、アイ・エヌ情報センターが別途定める方法にてアイ・エヌ情報センターに、ユーザー登録を申請します。
2. ユーザー登録申請者から適式なユーザー登録の申請があったときは、アイ・エヌ情報センターは、速やかに、ユーザー登録申請者に対して、発行したユーザーID等の情報または設定したIP情報を記載した書面をもって、ユーザー登録の完了を通知するものとします。
3. ユーザー登録申請者は、ユーザー登録の申請に際し、アイ・エヌ情報センターが定める情報をアイ・エヌ情報センターに提供することおよび虚偽の申請を行わないことを誓約するものとします。ユーザー登録申請者よりアイ・エヌ情報センターに提供される情報に不備または虚偽の内容があった場合には、アイ・エヌ情報センターはユーザー登録を拒否しまたは利用契約を解約することができるものとします。
4. ユーザーは、E メールアドレスその他の申請内容に変更があった場合には、速やかにその旨をアイ・エヌ情報センターに連絡しなければなりません。
5. ユーザーがユーザーID等を紛失または忘失したこと等により再発行を求める場合には、アイ・エヌ情報センター所定の方法でアイ・エヌ情報センターに再発行を申請するものとします。アイ・エヌ情報センターは、ユーザーID等の再発行と同時に旧ユーザーID等を消去します。再発行は無償とします。アイ・エヌ情報センターは、ユーザーによるユーザーID等の紛失によりユーザーまたは第三者に生じる損害について、一切責任を負いません。
6. アイ・エヌ情報センターが発行するユーザーID等は、法人、個人を問わずアイ・エヌ情報センターが契約者の信用を保証するものではありません。
7. 第1項の定めにかかわらず、反社会的勢力は、ユーザー登録を申請できません。また、アイ・エヌ情報センターは、反社会的勢力またはこれに該当するおそれのある者に対しては、ユーザー登録を拒否し、登録後にその事実が判明した場合には利用契約を解除することができるものとします。

第4条 （ユーザーID等の管理）

1. ユーザーは、ユーザーID等を第三者に使用させてはなりません。ただし、ユーザーは、自己の責任において、ユーザーの役員または従業員にユーザーID等を使用させることができます。
2. ユーザーは、ユーザーID等を不正に使用されないよう厳重に管理するものとし、ユーザーのユーザーID等が不正に使用される可能性がある場合には、その旨をアイ・エヌ情報センターまたはユーザー登録を行った代理店に連絡し、アイ・エヌ情報センターまたはユーザー登録を行った代理店の求めがあればその対応に協力しなければなりません。

3. ユーザーのユーザーID 等を使用して本サービス上でなされた一切の行為については、ユーザーが行ったか否かを問わず、ユーザーがその責任を負うものとします。
4. ユーザーが本条に記載された管理を怠ったことによるユーザーまたは第三者に対する損害等に関して、アイ・エヌ情報センターは一切の責任を負いません。

第5条 (端末機器および接続)

1. ユーザーは、ユーザーの費用と責任で本サービスの提供を受けるために必要な端末機器、通信機器、その他の設備を設置し、正常に稼動するように維持するものとします。
2. ユーザーは、自己の費用と責任でインターネットを経由して本サービスに接続するものとします。
3. アイ・エヌ情報センターが本サービスの提供に使用する通信回線その他の設備を変更することにより、ユーザーによる本サービスの利用に重大な影響を及ぼすときは、アイ・エヌ情報センターはユーザーに対して1ヵ月前までに変更内容を通知します。この場合、アイ・エヌ情報センターからユーザー登録を受けたユーザーは、アイ・エヌ情報センターに対して、10日前までに書面で通知することにより利用契約を解約することができます。

第6条 (禁止事項)

ユーザーは、次の行為を行わないものとします。

- ① この規程に明示された以外の目的または方法で本サービスを利用すること
- ② アイ・エヌ情報センターが提供したマニュアルその他の資料を複製すること
- ③ 本コンテンツの複製物を販売し、書籍・サービスで使用し、変更しもしくはアイ・エヌ情報センター以外の者の名前で公表すること、またはその他方法でアイ・エヌ情報センターもしくはアイ・エヌ情報センターのライセンサーの著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しもしくは侵害するおそれのある行為を行うこと
- ④ アイ・エヌ情報センターが本サービスの利用のためにユーザーに提供しているインターフェイス以外の方法で本サービスを利用すること
- ⑤ 本コンテンツに関するソース・コードまたはプロトコルを逆コンパイル、逆アセンブルその他のリバースエンジニアリング、またはその他の方法で分析すること
- ⑥ 本コンテンツを大量に短期間でダウンロードすること
- ⑦ ユーザー以外の者からの依頼・指示に基づいて本サービスを利用すること
- ⑧ 不正アクセスまたは成りすましのような犯罪行為を犯しまたは犯すおそれのある行為を行うこと
- ⑨ コンピュータ・ウィルスやスパム・メールの送信、ハッキング、大量アクセスまたは情報の改変などによって、本サービスの運営を阻害しまたは阻害するおそれのある行為を行うこと

- ⑩ 本サービスのサーバ上のデータを破壊または改竄すること。
- ⑪ アイ・エヌ情報センターまたは第三者の名誉・信用を毀損しまたはそのおそれのある行為を行うこと
- ⑫ 本サービスを公序良俗に反する目的のために使用すること
- ⑬ その他法令またはこの規程に違反しまたは違反するおそれのある行為を行うこと
- ⑭ 本サービス提供に関するビジネス機会や顧客を減少させ、又はこれに影響を与える行為を行うこと
- ⑮ その他の理由によりアイ・エヌ情報センターが不相当と判断する行為を行うこと

第7条 (本サービスの中断・停止・解除)

1. アイ・エヌ情報センターは、本サービスのシステムを保守管理するため、事前に本サービスのサイト上にて告知の上、本サービスの提供を一時的に中断することができます。
2. アイ・エヌ情報センターは、本サービスのシステムを不測の事故その他緊急の必要ある時は、ユーザーへの予告なく、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。
3. アイ・エヌ情報センターは、3 ヶ月前の通知をもって、本サービスの提供を中止することができるものとします。
4. アイ・エヌ情報センターは、次の各号の事由がユーザーの帰責事由の有無を問わず一つでも生じた場合には、ユーザーに対して通知することなく本サービスの提供を停止することができます。
 - ① この規程第6条(禁止事項)の違反その他著しい不信行為があったとき。
 - ② ユーザーが解散を決議しまたは清算手続を開始したとき。
 - ③ ユーザーについて支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ④ ユーザーが第三者に振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき。
 - ⑤ ユーザーの財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、競売、強制執行、担保権の実行または公租公課の滞納処分がなされたとき。
 - ⑥ 自らまたはその役員ないし使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体或いはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合。
 - ⑦ ユーザーがアイ・エヌ情報センターの同業者その他アイ・エヌ情報センターの利益を害するおそれのある者と合併したとき。
 - ⑧ その他、ユーザーについて利用契約を継続し難い重要な事実が生じたとき。
5. 前項①~⑥号に定める事由のいずれかが生じた場合には、ユーザーに通知することなく、利用契約を解除することができます。前項⑦、⑧号に定める事由が生じた場合には、ユーザーに通知することによって、利用契約を解除することができます。これらの場合、ユーザーは、その帰責事由の有無を問わずアイ・エヌ情報セ

ンターに対して負担する全ての債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければなりません。

第8条 (本サービスの利用料金)

1. アイ・エヌ情報センターと利用契約を締結したユーザーは、本サービスの利用に関して所定の利用料金（以下「利用料金」といいます）をアイ・エヌ情報センターの指定する方法でアイ・エヌ情報センターに支払います。
2. アイ・エヌ情報センターは、利用料金を提供開始日の当月 1 日から課金するものとします。
3. アイ・エヌ情報センターは、ユーザーに対して 1 ヶ月前の通知により、本サービスの利用料金を改定することができます。この場合、ユーザーは、アイ・エヌ情報センターに対して、10 日前までに書面で通知することにより利用契約を解約することができます。
4. 利用料金は、この規程の変更、利用契約の終了、本サービスにより入手した情報の返還その他いかなる理由であっても、一切返還されないものとします。ただし、第 5 条第 3 項、第 7 条第 3 項、本条前項および第 16 条の定めに基づき利用契約を解約する場合には、ユーザーが既に支払った利用料金のうち残存期間に相当する金額を日割りにてユーザーに返還するものとします。

第9条 (本サービスの契約期間)

1. 本サービスの契約期間は別途定めのない限り、提供開始の当月 1 日から 1 年間とする。ただし、当該期間満了の 1 ヶ月前までに文書（電子メールを含む）による特段の意思表示がない限り、1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 契約期間中に、ユーザーの一方的事由により本サービスを途中解約する場合には、ユーザーは、残期間に相当する利用料金を一括してただちにアイ・エヌ情報センターまたは代理店に対して支払うものとする。

第10条 (知的財産権)

ユーザーは、本サービスを構成するシステムおよびコンテンツならびに関連資料に対する著作権その他知的財産権など全ての権利がアイ・エヌ情報センターまたはアイ・エヌ情報センターのライセンサーに帰属することを確認します。

第11条 (免責)

1. アイ・エヌ情報センターは、元データの誤りや入力ミスなどの理由を問わず、本サービスにより提供されるデータの正確性、最新性、有用性、適合性、信頼性等について一切保証いたしません。
2. 本サービスにより提供されるデータは、通信機器、ソフトウェア、電話回線その他の機器設備によっては正確に表示、印刷または保存されないことがあり、アイ・エヌ情報センターは、これについて一切の責任を負いません。
3. アイ・エヌ情報センターは、ユーザーが本サービスまたは本コンテンツを利用し

たことによりまたは利用しなかったことによりユーザーまたは第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

4. アイ・エヌ情報センターは、火災、停電、天災、戦争、暴動、通信ネットワーク機器の故障、インターネットサービスプロバイダのサービス停止などアイ・エヌ情報センターの合理的な支配の及ばない原因または運用上、保守上もしくは技術上アイ・エヌ情報センターが本サービスの一時停止が必要と判断したことによって、本サービスの提供が中断、停止または遅滞した場合に、これらによってユーザーまたは第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第12条（秘密保持）

1. ユーザーおよびアイ・エヌ情報センターは、本サービスの利用に関して開示を受けた相手方の技術上および業務上の秘密情報を、第三者に開示漏洩せず、また利用契約の目的以外に使用しないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の情報には前項の規定を適用しないものとします。
 - ① その責めに帰すべからざる事由によって公知となった情報。
 - ② 相手方が開示した時点ですでに知っていた情報。
 - ③ 第三者から適法に入手した情報。
 - ④ 当該開示・使用に関して相手方の書面による事前の承諾を得た情報。

第13条（個人情報）

個人情報の保護に関しては、アイ・エヌ情報センターは、アイ・エヌ情報センターが別途定める「プライバシーポリシー」の定めに従うものとします。

第14条（利用契約終了後の措置）

1. 利用契約の終了と同時に、アイ・エヌ情報センターと利用契約を締結したユーザーのユーザー登録は失効します。
2. 利用契約が終了した場合、アイ・エヌ情報センターと利用契約を締結したユーザーは、本サービスに関してアイ・エヌ情報センターから受領したマニュアルその他の物品を、アイ・エヌ情報センターの指示に従って返却または廃棄します。
3. 利用契約の終了にかかわらず、この利用規程第2条第4項（利用契約における別段の定めを含む）、第4条、第6条、第10条ないし第13条および第18条の規定は、なおも適用されるものとします。

第15条（契約上の地位の移転）

ユーザーは、アイ・エヌ情報センターの事前の書面による承諾なく、ユーザーとしての地位、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利もしくは義務を第三者に移転しまたは第三者の権利の目的としてはなりません。

第16条（この規程の改定）

アイ・エヌ情報センターは、ユーザーに対する通知により、この規程の全部または

一部を改定することができ、その発効日の指定がない限り直ちに発効するものとし
ます。ただし、通知後1ヶ月以内に限り、アイ・エヌ情報センターと利用契約を締
結したユーザーは、アイ・エヌ情報センターに対して、書面で通知することにより
利用契約を解約することができます。ユーザーが解約を通知した場合には、改定か
ら解約通知までの期間については、ユーザーに改定前の規程が適用されるものと
します。

第17条（通知）

1. この規程に定めるアイ・エヌ情報センターによる「通知」には、アイ・エヌ情報
センターが本サービスのサイト上で告知することを含むものとします。
2. この規程に定める「書面」による通知には、Eメールによる通知を含むものと
します。
3. この規程に基づく通知は、別途定めのない限り、本サービス上にて表示された日
またはEメールにて送信された日に効力を生ずるものとします。

第18条（紛争処理）

1. この規程もしくは利用契約に定めない事項またはこの規程もしくは利用契約の条
項の解釈についての疑義が生じた場合は、ユーザーとアイ・エヌ情報センターは
誠実に協議のうえ円満に解決をはかるものとします。
2. この規程および利用契約の準拠法は、日本法とします。
3. この規程または利用契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を
第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

2008年	4月	1日	制定
2009年	5月18日		改定
2010年	1月28日		改定
2010年	8月	1日	改定
2010年	10月	1日	改定
2011年	6月	1日	改定
2011年	12月	1日	改定
2015年	11月	1日	改定
2020年	3月	1日	改定
2021年	5月	1日	改定
2021年	7月	1日	改定
2023年	4月	1日	改定